

高齢者福祉サービスのご案内

お年寄りの暮らしを支えます

市では、介護予防やひとり暮らしのお年寄りの生活を支えるために、高齢者に対するさまざまなサービスを提供しています。今回、その内容を紹介しますので、お年寄りの状態やご家庭の状況に応じて、自分に合ったサービスを利用しましょう。

生活支援事業

生きがい活動支援通所事業

要介護認定において自立と認定された高齢者の方が、デイサービスセンターにおいて日常動作訓練や健康チェック、入浴、食事をして、要介護状態への進行を予防します。

【費用】 1日 500円＋食費



▲海上ふれあいサポートセンター

地域ふれあい交流事業

地域ごとに集まって、趣味や健康講座等を行い、食事をしながら地域住民と世代間の交流を図ります。また、仲間づくりを行うことで、閉じこもりを防ぎます。

【費用】 無料

緊急通報装置の設置

ひとり暮らしの高齢者等に、日常生活の不安解消と緊急時の連絡のため、緊急通報機能の付いた多機能電話とペンダントを貸与します。

【費用】 所得の状況で一部負担あり

軽度生活支援事業

(ホームヘルパー派遣)

要介護認定において自立と認

定された高齢者のみの世帯の方が、自立した生活を続けられるように、軽度の日常生活の援助(調理や掃除等)を行うサービスです。

【費用】

◇1時間未満

120円または200円

◇1時間以上1時間30分未満

170円または290円

はり・きゅう・マッサージ等の利用助成事業

70歳以上の方に、はり・きゅう・マッサージまたは指圧費用の一部を助成します。(市に登録された業者を利用した場合に限る)

【助成額】 1回につき1,000円(年間12枚)

老人性白内障補助眼鏡等費用助成事業

65歳以上の市民税非課税世帯の方で、白内障手術後に補助眼鏡等を作成した場合に、費用の一部を助成します。

【助成額】 20,000円(二対)

外出支援サービス事業

一般の交通機関およびタクシー

等の利用が困難な65歳以上の方、または身体障害者で下肢の自由な40歳以上の方が医療機関等の送迎に利用できます。

【費用】

片道100円または300円

介護老人福祉手当支給事業

自宅で常に寝たきり状態にある65歳以上の高齢者で、要介護4または5と認定された方に、福祉手当を支給します。(医療機関に入院した場合または介護保険施設に短期入所した場合は除きます)

【支給額】 月額10,650円

地域支援事業

生活管理指導短期宿泊事業

要介護認定において自立と認定された高齢者の方が、要介護状態への進行を予防するため、短期間の宿泊による日常生活の指導、支援を行います。(6か月で14日以内)

【費用】 事業費の1割を負担

住宅改修費助成事業

要介護認定を受けていない高

齢者の方が、暮らしやすい住宅に改修するための費用の一部を助成します。

【助成額】 改修費の2分の1(限度額18万円)

配食サービス事業

ひとり暮らし等で調理が困難な高齢者に、バランスのとれた食事をお届けし、併せて安否の確認を行います。

【費用】 1食 300円(昼食)

紙おむつ給付事業

自宅で寝たきりや認知症等で常時失禁状態にある高齢者の方に、紙おむつを給付します。

【給付枚数】 年間360枚〜700枚

訪問介護利用者負担額助成事業

要介護認定を受けて訪問介護サービスを利用している低所得者に対して、利用者負担の助成をします。

【助成額】 利用者負担額の4割

〈問い合わせ先〉

高齢者福祉課高齢者班

☎6215350